

< 確定版 >

海外交流審議会第4回外国人問題部会

議 事 録

平成16年5月14日（金）
中央庁舎7F 南国際大会議室（761号室）

< 会 議 開 催 概 要 >

1．日 時：平成16年5月14日（金） 午後3時00分～5時00分

2．場 所：外務省中央庁舎7階 南大会議室（761号室）

3．出席者：

（委員側） 手塚部会長、植本委員、衣笠委員、櫻木委員、佐藤委員、谷野委員、
塚田委員、寺嶋委員、新居委員、朴委員

（関係省庁）稲見法務省入国管理局総務課長、
瀧澤警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官

（事務局側）鹿取領事移住部長、山口領事移住部審議官、原山領事移住部付検事、
三好政策課長、八幡邦人保護課長、磯旅券課長、中山外国人課長、
片江邦人特別対策室長、山口外国人課企画官

4．議 題：外国人労働者の受け入れ問題及び外国人犯罪の現状・対策について

○手塚部会長 定刻になりましたので、ただいまから海外交流審議会の第4回の外国人問題部会を開催させていただきます。

今日は、委員の皆様方には御多忙にもかかわらず御出席いただきましてありがとうございます。

なお、本日の部会には、残念ながら北脇委員と西原委員の2名の委員が所用があってどうしても出られないということで御欠席になっております。

本日は、外国人問題に関する省庁から内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省から、オブザーバーとして7省庁13名の方々にお越しいただいております。

早速、本題に移らせていただきます。皆様のお手元には今日の内容が事前に事務局の方から連絡されていると思いますけれども、本日の外国人問題部会は、3月31日に開催されました第6回の総会で、この審議会での答申の作成のための総括の議論に入る前にこれまでの部会や総会での議論を更に深める、あるいは補足するために3回ほどの会合を開催して、テーマとしましては「外国人労働者の受け入れ問題」、第2が「在日外国人労働者の雇用・就労問題、社会保障」、第3に「在日外国人に係わる教育問題」といったテーマで関係省庁の担当者を招いての質疑応答を行うということを3月31日に私の方からも御提案させていただきまして、委員の方々から原則的に御賛同が得られましたので、それを受けて今日は第2のテーマを中心に開催するものであります。

今回は、法務省入国管理局の稲見総務課長、それから警察庁刑事局組織犯罪対策部の瀧澤国際捜査管理官にいらっしゃっていただいています、外国人労働者問題の受け入れ問題、それから外国人犯罪の現状と対策について、それぞれ10分から15分ぐらい冒頭に御説明いただきまして、その後、各委員との質疑応答、議論、討論を行いたいと思います。

最初に稲見課長の方から、外国人労働者の受け入れ問題は現段階どうなっているかに関しまして御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○稲見課長 御紹介いただきました法務省の入国管理局の総務課長、稲見でございます。本日、お手元に「出入国管理行政の基本的考え方」、この2枚紙がございます。外国人労働者問題であります、それにどう対応しているかということ踏まえつつ、現在の私どもの行政の状況、それから喫緊の課題というようなことをまず五、六分でしゃべらせていただきまして、その後、多分これから少子高齢化の中で外国人労働者問題、入管行政はどう考えるのかというようなことにつきまして五、六分お話しさせていただくということで進めさせていただきます。

我々の入管行政の現在の外国人労働者受け入れにかかります基本的な考え方は随所で出ておりまして、専門的、技術的なハイレベルの労働者につきましてはもう幅広く受け入れる。それ以外、いわゆる単純労働者につきましては更に慎重に検討する。これが基本的スタンスでございます。

結果どうなっているかというのは、1枚めくっていただきますと、2枚目にグラフをつけておりまして、新規入国者数の推移というグラフでございます。下の方を見ていただきますと、外国人の新規入国者というのは平成15年で463万、平成2年と比べまして1.7倍ぐらい、右肩上がりが続いている。その中で、非常に専門的に書いたのでおわかりにくいんで

すが、「うち別表1-1,2」というのがございます。これがいわゆる就労資格、働くことができる資格での入国者が平成2年の11万7,000人から17万9,000人ということで1.5倍でしょうか。

ちなみに、その下の「うち別表1-4」という数字になっておりますのは、学ぶ資格、留学、就学、研修というもので働けない在留資格です。こちらの方が7万8,000人から13万1,000人。一番下の「うち別表2」とありますのが、日本人の配偶者、あるいは日系人の方、定住者という在留資格でおいでになる方であります。そういう身分に基づく入国者でございまして、これが2万1,000人から5万4,000人。いずれも、実は就労も増えてはいるんですが、就労以上の増え方で学ぶ資格の方も身分の方も入っている。働く就労資格の外国人の方も順調に増えている。ただ、この17万9,000人で、いろいろな働くカテゴリーがあるんですが、何が一番多いかといいますと、いわゆるエンターテイナー、興行でございまして、これで入っている方が17万9,000人のうちに実は13万人ということでございます。

こんな現状でございまして、専門的な、技術的な分野の外国人労働者を、現在もまさに下の2の取り組みに書いてありますとおり、更に積極的に受け入れていくということをやっております。取り組んではいるんですが、今、外国人労働者の受け入れ拡大、あるいは観光立国、労働者以外でも外国人の方はどんどん来てくださいますということを取り組むんですが、それ以上に喫緊の課題になっておりますのが不法滞在者への対応ということになります。これは御案内のとおり、新聞等で繰り返し出しておりますが、私ども法務省、政府として今後5年間で現在いる不法滞在者を半減するというのを打ち出して、現に取り組んでおります。

不法滞在者はどうなっているか。また1枚めくっていただきますと、先ほどの隣の右側の方に「不法残留者数の推移」、不法残留者というのは不法滞在者の一部でございまして。私どもが在留期間という期間を空港で与えた期間をオーバーして日本にいます方です。私どもが与えていますので電算で推計ができるというのですが、これをごらんいただきますと、平成16年は21万9,000、平成5年は29万8,000ですから、減っているからいいのではないのというような考え方も成り立つんですが、これは後で瀧澤管理官の方から詳しく御説明があらうかと思いますが、実は昨今の在日外国人の犯罪というのは極めて悪質になっております。加えて組織化されておまして、典型的なものは不法残留者、不法滞在者がボスとして数人いて、これがいわゆる正規で入っている留学生とか就学生を抱き込んで組織化していわゆる緊縛強盗とか侵入盗という悪質な犯罪を行っている。当然そこで組み込まれた現役の就学生とか留学生が不法残留者になって、また次の留学生、就学生を引っ張ってくる。犯罪の再生産過程というようなものができてしまっているという極めて重篤な状態になっていると言わざるを得ません。

これをこのまま放っておいたのでは、外国人労働者問題の受け入れ拡大どころの話ではない。外国人イコール害をなす人みたいな誤った概念が定着してしまう。まともな議論はできないということで、実は緊急の課題ということで、5年で半減というのは5年かけてゆっくりやるという意味ではなくて、5年の間にできるだけ早く半減していくという趣旨で取り組んでいる次第でございまして。

それでは、そう簡単に言うけれども、どうやるのかということですが、これも新聞に毎

日のように書いていただいておりますが、目の前にいる違反者は警察庁等と一緒にいわゆる摘発を積極的にやっていく。現実にも上がっております。加えて大事なものは、幾ら摘発しても入り口のところで新たにまた新しい不法残留者、不法滞在者を生み出したのでは意味がない。入り口を閉める。入り口も閉めるといっても、これはまた非常に難しい。具体的にどうやるかといいますと、対象を絞って重点的に対応していく。要するに、不法残留者が多数排出している地域とかカテゴリー、そういうものに絞り込んで重点的にやる。それ以外のところは、はっきり言いまして規制の緩和、合理化ということで、要するに力を余らせて、その力を全部問題のある方に重点的に注ぎ込む。そういう対応をやっております。

外国人労働者の問題に若干戻りますと、これまで問題のない外国人労働者につきましてはむしろ合理化、利用者から見れば規制の緩和ということを随時やっております。例えば在留期間、これは私ども先ほど与えると言いましたけれども、これは問題のない方にはできるだけ長い期間を与える。長い期間を与えれば、私どもとしては審査の回数が減るわけです。それに投入する審査官の力が浮く。それを問題のある方に投入する。また、御利用される方からすれば役所に来る回数が減るわけですから負担の軽減で、専ら御自分の目的の方に全力を注いでいただく。そういう在留期間を延ばす、あるいは問題のない方につきましては提出書類を大幅に短縮する、審査期間を短くするというようなことをこれまでもやってまいりました。これからもそれを引き続きやってまいります。

技術的なことを一言だけ言いますと、基本的に私どもの在留期間は3年が一応最長でやってまいりました。過去形で言います。問題のない方には3年ということで外国人労働者の大半の方は3年を持っているはずでございます。加えて、昨今特区という制度がございまして、特区の中でお働きいただく外国人労働者の方には5年という更に緩和した期間を与えるという措置をとっております。

ここまで駆け足で今の対応を言わせていただきまして、多分今日ここでの御議論はこれからの少子高齢化を視野に入れてどうするのかということだろうと思います。その少子高齢化、労働力が減っていく、その中でどうするか。その減っていく分野で専門的・技術的な分野につきましては、繰り返しになりますが、今でもウエルカム、どんどん幅広く受け入れるということでございますので、それはどんどん積極的に受け入れていけばいい。その受け入れた新しいカテゴリーのものが出てくるのであれば、それは在留資格を、これは法律で決めておりますので、入管法を改正して広げて受入れをしていけばいい。また、今は27あるんですが、かなり幅広く用意しておりますので、今の在留資格の中で要件を更に緩和する。例えば、27ある在留資格のうち医療関係の仕事、あるいは技能、特殊な分野についての仕事、これにつきましては現状は省令で職種を限定列挙しているわけです。それが必要なものであれば限定列挙を広げていく、外していく、規制をなくしていくというような対応も可能です。しかも、今言いましたとおり、そちらの方は省令でやっておりますので、これからの要請に応じまして必要に応じて柔軟に対応も可能です。そのときは勿論、繰り返しになりますが、悪用防止というような観点からの対応も配慮をしていかなければいけない、これに尽きるという感じでございます。

もう一つ少子高齢化の中でよく言われておりますが、今やっております研修・技能実習

の制度が使えないかという御提案がよく聞こえてくるわけでございます。これも理論的に言いますと、少子高齢化で日本が必要とする分野がある、その分野の技術とか技能が日本の周辺諸国にとっても必要な技術だ、あるいは技能だとした場合、日本にそういう国から招いて勉強をしてもらって、日本の技術を身につけて帰っていったらいい。これは勿論可能でございます。例えば、隣の中国も一人っ子政策なんかをとっているわけですから、大変な遅れは伴いますでしょうけれども、いつかは少子高齢化をするかもしれないわけですから、日本が必要で先行して開発する技術はかの国にもいずれ役立つということであれば、日本の技術を伝播するというために研修・技能実習という仕組みを使うということも考えられなくはありません。

ただ、研修・技能実習というのは、時間が切迫しますので簡単に言いますが、研修では専ら最初は来て学んでいただいて、一定のレベルまでいった方は今度は給料をもらって働きながら学ぶ。それで、一定の年限たったら、マキシмум 3 年ですが、自分の国に帰って日本で身につけたことを生かしていただく。こういうスキームに乗っかる余地はございます。

ただ、研修・技能実習の現状を申し上げますと、実は研修というのは入管始まってから随分前からあるんですが、平成 2 年に実はリフォームしました。技能実習というのは制度が発足してまだ十年余りなんですけど、現状は残念ながら大変今悪用にあふれておりまして、日々我々はその悪用の排除に努めている次第でございます。現状では、今の研修・技能実習制度を今以上に拡大することは悪用も一緒に拡大してしまうという状況でございますので、現状は悪用の排除をまず最優先で取り組んでいきたいということでございます。

それから、少子高齢化の問題でよく言われますのはいわゆる日系人、先ほど言いました身分に基づいて日本に入ってくるという日系人の方が活用できるのではないかとということで、これから更に労働力が足りなくなったときには日系人の枠を広げるという意見が聞かれます。

今は実は 3 世まで日系人という身分で入れておりますが、それを 4 世に広げろというようなお声もよく聞かれるんですが、実はこれは内輪話ではないんですけれども、定住者という在留資格を設けて日系人 3 世まで日本では何をしてもいいですという身分だけで入れましょうという政策をとったのは平成 2 年からなんですけど、これは実は労働政策の観点からそういうふうにとったのではないんです。皆さん、御記憶だと思いますが、当時の日本の大きな課題に中国残留邦人の問題がありました。実は、我々その当時でもそういう受け皿があったんですが、明確な法的な受け皿がなかったんですね。中国残留孤児に絡む、その下の子どもさん、お孫さんの受け皿を明確にしなければいけないという観点から実は定住者という在留資格を設けたんです。これが本当の理由でございます。ですから、もともと定住者という材料は労働力を補うというようなところから出てきたものではない。だから、身分の在留資格の方に置いたんです。ですから、今後、少子高齢化の中で定住者云々というのはちょっと筋が違ふ。もしそれを言うんだったら、一番最後になりますが、いわゆる単純労働者としての受け入れ、労働力不足を補うという観点からの受け入れをどうするかというところで論ずる問題だろうと思います。

それでは、一番ややこしい単純労働者の受け入れ。単純労働者というのは定義がござい

ませんので、まとめて単純労働をどう扱うかというわけにはいかないと思います。具体的には、これからの少子高齢化の中で日本人の労働力が足りない。足りない産業、人手不足のところに入手不足だから外国人労働者を入れるという問題と置き換えて論じますと、そういうことが可能なのかという可能不可能でまず言いますと、可能でございます。現に労働力不足だから受け入れる。日本人にも勿論労働力があるんだけど、不足しているから受け入れるという考え方に基づく受け入れは現行でもやっております。勿論、単純労働ではございませんけれども、例えば、医療の中には僻地というところにお医者さんを、という枠組みがあり、一定の要件で入れております。これは実は随分前から入れている。無医村の問題はかなり深刻な時代がございましたので、相当前から日本は入っております。

それから、あともう一つは、技能の中にいわゆる宝石の研磨工とか、そういう人も産業上特殊な分野に属するということで入れているんですけども、これも日本にもいるんですね。ただ、足りない。足りないから入れる。そういう概念から入れているという分野は現にある。これから日本の労働力が足りないという分野が出てくる。しかも、それが日本国にとって必要だ、日本の国民の受け入れのコンセンサスもあるということになれば、悪用を防止するような条件を入れながら、一つ一つその業務を拡大していく。しかも、生身の人間を扱う話でございますので、実験とか後戻りがききませんから、一つ慎重に入れていくというのが必要なかなと。

また、私ども入国管理、在留管理の立場から申し上げますと、いろいろな問題が出てきます。数量をどう決めて受け入れるとか、あるいは帰国防止をどうするとか、いろいろな問題はあるんですが、我々にとって最大の問題はやはり悪用の防止です。悪用の防止でも特に問題は個々の一般の家庭に受け入れる、これに対しては我々は物すごく神経質にならなければいけない。

なぜかと言いますと、私ども入管が今の段階で一番苦労しているのはいわゆる偽装婚といわれるものでございます。これは正直、実態はどのくらいあるのかわかりません。個々の家庭に入って偽装婚、あるいは偽装日系人というようなことになると我々も対応のしようがないに近いということになりますので、将来いわゆる労働力不足を補うというような形でいろいろな条件をつけて受け入れるということになると、私どもが一番神経を使って慎重になるのは、個々の家庭へ受け入れるということに対しては、声を大にして問題がありますよということを言わざるを得ないというふうに考えている次第でございます。

ちょっと時間の制約がございましたので、えらく早口でお聞き取りにくかったかもしれませんが、私からの説明は以上でございます。

○手塚部会長 どうもありがとうございました。後ほど、御質問なり御意見との関係でまた御発言いただきたいと思います。

引き続き瀧澤管理官から、外国人犯罪の現状と対策に関しまして御説明をいただきまして、その後質疑応答、議論をいただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○瀧澤管理官 ただいま御紹介をいただきました警察庁の瀧澤でございます。お手元には「来日外国人犯罪の現状」という冊子をあらかじめお配りしております。いろいろなグラフとか細かい数字などが入っておりますが、これを基に御説明を申し上げたいと思います。

1 ページ目を開いていただきますと、まず総論のところでございますが、ここ10年ほど統計をとってしまして、どういう傾向にあるかといいますと、でこぼこはありますが、全体としてみると増加傾向にあるということでございます。

ちなみに、平成15年中、来日外国人犯罪の検挙件数・人員を見ますと、件数で大体4万件、人員で大体2万人ということでありまして、過去最多になっております。

また、具体的にどんな罪種が多いのかと申しますと、次のページに出ておりますが、強盗ですとか、侵入盗、つまり人のいる住居や事務所などに入ってくる泥棒が増えてきているということでございます。

例えば、強盗については、2 ページの見開きの左側を見ていただきますと、これも若干のでこぼこはあるのですが、やはり増加傾向にございまして、平成15年は過去最多になっております。

ここのグラフ自体は凶悪犯、殺人も、強盗も全部含めていますが、強盗は真ん中のちょっと灰色っぽい色をしたところに示されておりまして、例えば平成15年で見ていただきますと、表の中ほどにありますが、255件の369人ということになっております。

また、日本人を含めた一般的な強盗を見ますと、非侵入強盗、つまり路上強盗などが多く、侵入強盗、つまり建物の中に入ってくる強盗は大体3分の1ぐらい、35%なんです、来日外国人を見ますと半分以上が侵入強盗でございます。

それから、件数と人員を見ていただいておりますが、お気づきの方もいらっしゃると思うんですが、通常犯罪というのは1人何件もやって検挙するケースがあるので、大体件数の方が多くて人員の方が少ないのですが、強盗を見ていただきますと実は人員の方が多い。つまり、何人もで徒党を組んで押し込んでいるというケースが多いということを示しております。

それから、見開きの右側、(3)をごらんいただきたいと思います。日本人全般、あるいは外国人を通して刑法犯の検挙の中で泥棒が多いのですが、同じ泥棒の中でも比較的単純なものもありますが、例えば人の家の中に入っていく侵入盗、自動車そのものを盗む自動車盗、あるいは人をけがさせたりすることがあるひったくり、こうしたものを我々は重要窃盗犯と位置づけているのですが、それがどんどん増えてきている点には注目しております。

特に一般の人にとって大きな不安感をかき立てられる侵入盗というものは問題だと思うのです。近所のどこそこの家に入られたと聞いたら、あるいは自分の家に入られたとしたら、ものすごく強く不安感を感じるのではないのでしょうか。こういった侵入盗、特に住宅対象の侵入盗が増えてきております。そして、その増え方は、先ほど申し上げた刑法犯全体の増え方、あるいは犯罪全体の増え方からいいますと、かなり大きくなっております。

同じ頁の表に「重要窃盗犯」と書いたところがあって、その下に「侵入盗、うち住宅対象」という欄がありますが、そこに件数が書いてあります。この侵入盗の一番左側の方の数字は平成5年、つまり10年前の数字で、これを見ますと、1,205件というふうになっていきますね。ところが、平成15年を見ますと8,482件、つまり、7倍になってしまっているということであります。それから、住宅対象、つまり事務所や店舗ではなくて、一般の方の住居に入ってくるケースが760件から6,722件で、これも相当な増え方でございます。こういったところで、かなり顕著な傾向が出てきております。

泥棒は泥棒で、人殺しよりましじゃないかというお考えもあるかと思うのですが、こういう泥棒は見つかったときに居直りになるケースが結構多いですね。刃物なんかを持っているケースもありますし、場合によっては見つかったら台所の刃物をとってきてその人を指してしまうというケースもあります。あるいは、人殺しをしないまでも強盗になってしまうということもあります。ですから、侵入盗というのは同じ窃盗犯の中でも極めて危ないものと考えております。こういう形の犯行が増えてくるとというのは、憂慮すべき傾向にあるというふうに考えている次第であります。

もう一つの傾向といたしまして、次のページをめくっていただくと、「組織化の進展」というのが書いてあります。組織化を数字で示すというのは、必ずしも簡単ではないのですが、ここでは共犯事件をとってみました。刑法犯において、主たる被疑者が日本人の場合と来日外国人の場合で共犯か、単独犯かというのを見てみますと、日本人ですと8割以上が単独犯なんですね。ところが、来日外国人の場合ですと、2人組、3人組、あるいは4人以上、こういう共犯が多くなっておりまして、特徴的な傾向が表れています。

先ほど稲見課長からもお話があったのですが、緊縛強盗とか組織窃盗団について見ますと、もともと不法な目的をもって入ってくる人もいるわけですが、就学とか留学という資格で入ってきていて不法滞在者として不良化してしまった人が頭目になって周りに人を集めて、それが組織的に窃盗なり強盗なりをやるということもあります。

この統計では、4人以上の共犯となっていますが、本格的に連続犯行に及ぶグループになりますと十数人以上も珍しくありません。勿論十数人が一遍に毎回毎回押し込んでいくわけではないのですが、そのうちの例えばAグループが今回押し込んで、Bグループが次に押し込む、今度はAグループの一部とBグループの一部が一緒になってまた別のところで押し込みをやる、というやり方をする連中があります。

それに加えて、盗品の売りさばきをやる人たちも出てくるし、いわゆるマネーロンダリングをやる人たちが周りにくっついてくる。こういう形で組織化をする傾向にございます。

組織化といっても暴力団のように一定の場所に事務所を構えて、親分がいて子分がいるというピラミッド型の組織ではありません。組織としてはどちらかというと柔軟なというか、ゆるやかな組織でありますけれども、犯罪を効率的にというと変ですけども、彼らの目から見れば犯罪を効率的に実行する組織ではあるということになるかと思います。

また、どのような罪種で共犯事件が多いかというと、先ほども触れましたが、強盗、侵入盗において顕著にそういう傾向が見られます。細かいことを見ていますと時間になってしまいますので、その辺は省略させていただきます。

もう一つ、最近、我々が注目をしている傾向であります、7ページをごらんいただきますと「全国への拡散」と書いてあります。我々も10年ぐらい前は外国人の犯罪については大都市を中心に見ておりました。

ところが、これを見ていただければおわかりのとおり、東京都を見ていただきますと、平成5年、つまり10年前と平成15年というのは余り変わっていない、つまり、横ばいですが、中部、これは警察の割り方ですと、愛知、三重と岐阜と北陸の富山、石川、福井の6県になりますが、この中部を見ますと5.4倍になっております。近畿は10年前と比べて1.5倍で、東京よりは増えているかなという感じであります。中国は10年前の3倍、四国は7.

3倍、これは顕著に増えていると申し上げてよいと思います。九州は2倍、北海道は4.4倍になっています。これを見ますと、要するに、東京や京阪神の大都市圏では数そのものは多くても、それほど顕著にぐっと増えているわけではない。ところが、東北ですとか、中部、要するに東京、大阪圏以外にきますと、増え方が顕著になってきているということでもあります。

実際の事例をみても、東京ですとか、神奈川とか、この辺で暴れ回っていた窃盗団を警察が本格的に動きだして追求し出すと、中部の方へ行ったり、それでも更に追い掛けていくと、大阪を拠点としてその周辺で活動するとか、そういうケースもございます。

先日ある事件で関係各県と会議を開催しましたが、このケースでは、神奈川県警が追い掛けていたグループが西へ行って大阪に拠点をもち、大阪周辺の近畿何県かを荒らす、あるいは、福岡まで出張ったことがある、ということが判明し、神奈川、大阪、福岡などの関係府県が一緒になって今合同捜査をやっています。こういった広域にわたって活動するグループを数府県が追い掛けているというようなことが我々の世界の中で全く日常的になってしまうほど広域化しているし、大都市圏だけではなくて全国に拡散している、そういった傾向がみられます。

もう時間がありませんので、私どもは今どういう対策をとっているかというのを簡単に申し上げますと、まず1つは、国内で犯罪の組織化についての傾向を我々として把握していなければなりません。先ほど組織犯罪対策部という御紹介があったんですが、これは先般4月に新たに立ち上げた部でございます。外国人の組織犯罪、薬物や銃器の犯罪、それから暴力団の犯罪、こういったものをまとめて情報を集めて分析をして組織犯罪全般を把握しようという努力をしているところです。それから、外国人関係の犯罪については、どうしてもやはり関係各国、例えば中国人でありましたら中国当局、韓国関係でしたら韓国当局との情報交換は欠かせません。国際捜査管理官というのはまさにそういうことをやるポストであります。諸外国との協力をどんどん推進していこうという努力をしているところでございます。

ちなみに、どこの国の人がどういうふうにいるのかというのは、11ページを見ていただきますと簡単に出ておりますが、一番多いのはやはり中国から来た人でありまして、犯した犯罪の件数、それから検挙された人、いずれも4割以上が中国でありまして、中国当局との情報交換の大事さというのは我々も感じていますし、また中国当局も我々との情報交換の大事さというのは理解しているようでありまして、協力が進んでいるところでございます。

ちょっと時間がオーバーしてしまったかもしれませんが、以上でございます。

○手塚部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からまず御質問が何かありましたら。

○谷野委員 私は中国におりましたものですから、中国との関係が人の往来の面で随分密になってきているのは非常に心強いことと思っています。私が北京におりましたときに本当に深刻に考えたのがこの中国人絡みの犯罪でして、福建省などから非合法に入ってくる密航の問題も含めて関係省庁で中国側と協議するための仕組みをつくっていただきました。あれから密航で入ってくるのは随分減ったのではないかと思います。

それから、日本の中国大使館に2人のアタッシェが公安からやっと来ましたね。あれなども遅きに失した措置でしたが、その結果、いろいろなことをやってもらって状況は改善されてきていると思うんですが、どうですか。彼らには前向きにこの面で皆さんと協力してくれていますか。何かまだまだ十分でないという声もときどき聞くものですから。

それから、あの世界のことは中国では報道されないんですよ。ですから、私どもが余程強く言わないと、そういう大きな闇の世界があるということはなかなかわからない。私が北京で公安部の次官にこのことを会食で強く言ったら、彼はえらく怒り出しました。侮辱されたと思ったんでしょうね。席を立てて帰らなばかりの勢いで。知らないんですよ。私は彼に、東京に行くというものですから、観光も良いが警察庁にお世話になって、新宿の歌舞伎町に行つて是非その実態をごらん下さいということと言ったんです。その辺から怒り出して、侮辱されたという感じのようだった。もっとも、結局はおしのびでこっそり行つたらしい。

それから、この部会で余り議論されていないのは、在日韓国人なり、北系の在日朝鮮人なりの問題。これは私は不勉強なんですけれども、私が現役のときは非常に大きな問題だった。その一つは例の外登証の問題で、指紋押捺をなくすということが激しい議論のうちに決断されました。今は在日の人だけではなくてすべての在日外国人について署名になったと聞いています。あれから10年以上たったのでしょうか、今振り返ってみて、レビューしてみて、指紋を署名に変えたということで、あのときは、そんなことをしたら在日韓国人、朝鮮人の犯罪が激増するということに関係省庁の方々がおっしゃった。10年たってみて、今はどんな感じですか。

それから、お風呂屋に行くときも外登証を持っていかなければいけない、これは運用の方で随分緩やかにされているんだということでしたけれども、たしかルールとしてはとにかく24時間携帯が義務づけられている。それは今どんな運用になっているのか。最近、また大変厳しくなっているということを聞きます。アジア系の学生をみるとお巡りさんはすぐに外登証の提示を求めるとか。持っていないとすぐに署に引っ張っていくとか。それからよく新聞で言われるのは、地方の参政権の問題。そのほかに例えば今話題の年金で障害者年金はまだ対象外になっているように聞くんですが。地方の参政権は別として、在日の人たちの問題で今韓国政府で要求してきている問題としてどんなものがまだ残っているのでしょうか。そのことを伺いたいと思います。

それからもう一つ、台湾ですけれども、これは現役の皆さんは、日本の治安維持のために必要なのであれば、担当の方たちは遠慮なく行かれたらいいと思うんですよ。向こうの当局ときちっと話さないといけない話でしょうから。中国は文句を言うでしょうが、こちらの立場もあるわけですから。課長なり係官のレベルは、何もいちいち公表して行く必要はないけれども。

○手塚部会長 どうもありがとうございました。幾つかの質問がございますが、いかがでしょうか。例えば登録証の問題なんかは稲見さんの方でしょうし、その他は瀧澤さんということをお願いいたします。

○瀧澤管理官 まず、在京の中国当局とのあるいは北京における協力体制でございますが、勿論、二国間の協力というのは常に100%満足というものはないわけでございまして、お互

いの立場の違い、仕事の都合とか仕事のやり方の違いがございますので、常に調整をしつつやっております。

おっしゃるように、外務省の御努力もあったと思うのですが、中国の公安当局から東京の大使館にアタッシュが派遣されて来ていまして、彼らはリエゾンとして機能していることは事実でございますし、そういう意味では前から比べると大分よくなったと言えるだろうと思います。

ちょっと余談になりますが、私自身は何年も前からＩＣＰＯですとか、あるいは組織犯罪関係の事務に携わっているわけでございますが、例えば10年ぐらい前でしたら、国際会議などに出てきた中国当局者が自国の組織犯罪について議論することに消極的だったこともございます。しかし、最近は大分変わってきまして、自国にも例えば組織犯罪の問題もあれば汚職の問題もあるのだということを認めてきちんと議論するようになった。

治安問題が重要な問題であるということを彼ら自身も認識をし、国際協力に前向きになってきた。そういう彼ら自身の変化というのもあるのかなと思っています。

それから、先ほど台湾の御指摘がございました。そうしょっちゅう台湾とやりとりがあるわけではないのですが、例えば薬物関係ですとか、銃器ですとか、こういったところのセクションですと、やはり台湾との協力というのは随分重要になるケースがあると思います。国として扱うかどうかという政治レベルの話はまた別としまして、犯罪取り締まりの実務としては台湾当局とそれなりの協力はできております。

また、以前問題となった外国人登録の指紋の件ですが、在日韓国、朝鮮人の犯罪が問題となったというより、むしろ長期滞在者について同一人性の特定がきちんとできるのか、という懸念であったと理解しております。

○稲見課長 それでは、何点か法務省関係です。まず、在京の中国大使館との関係ですが、実は私どもは連携することの必要性は高うございます。というのは、昨年1年間で退去強制してきて送り返す、そのトップが中国です。それまでは韓国だったんですけれども、中国に変わりまして、中国人を送り返すときに必ずしもみんなが有効な旅券を持っているわけではないんですね。退去強制するために在京の中国大使館から渡航文書を出してもらわなければいけない。これが時間がかかりますと、その間全部うちの収容場なり収容所に置いておかなければいけない。国民の税金ですっと対応していかなければいけないということで、これは極めて重要な問題で、当然在京の中国大使館、あるいは各地の領事館との連携というのは必要になってまいります。

ややもすると何となく滞りがちなんですが、遅くなりがちになるんですが、外務省さんのお力添えもありまして何とかうまくいっているというのが現状でございます。

○谷野委員 それまでの費用はどこがもつんですか。

○稲見課長 費用は基本的には自分で出してもらうんですけれどね。泥棒に追銭になってはいけませんから。ただ、そうは言いましても、中にどうしても金が工面できないというケースがありますと、それはずっと日本に置いとくわけにもいかず、どうしようもない場合には例外的に国費を出すというようなことをやっております。

あと、韓国の方でございますが、御案内のとおり指紋をやめました。完全にやめまして、確かに心配はいろいろあったんですが、今も言いましたとおり、それでいわゆる在日韓国

人の退去強制事案とか入管法違反が増えたかという、答えはノーでございます。それから、指紋をやめたことによって私どもの業務に大きな支障が出たかといいますと、それも今のところはノーでございます。

あと、在日韓国人の方につきましては、韓国側が入管のいわゆる行政の中で何か要望しているかといいますと、いわゆる再入国許可の話がございまして、在日の韓国人の方が外へ行くときには再入国許可というのをとっていかないと、特別永住なら特別永住の資格がなくなるわけですね。再入国許可は必ずとる。これは今4年とか、有効期限を長く優遇はしているんですが、更に優遇してくれ、あるいは将来はそれをなくしてくれ、日本人と同じように再入国許可がなしでもフリーで行けるようにしてくれというような要望が出ているというのが1個ございます。

ただ、日朝の問題とかがありまして、在日韓国人と在日朝鮮人のややこしい問題がございまして、そう簡単に今の状況でこれ以上の緩和というのは難しいというのが実情です。

それから、最後の台湾でございますけれども、実は私どもの行政にとって台湾は問題がない方でございます。むしろこれから私どもが台湾に行く必要性というのはいわゆる円滑化の方でございます。ただ、日本が地方空港で入れているチャーター便は、羽田と金浦のレギュラーフライトを除きますと、8割が台湾から来ている。ほとんど台湾に集中、特化されているんですね。それを観光立国の面から言いましても、我々がこれから台湾とコンタクトをとる、あるいは何か一緒にやっていくということになるとしたら、それは円滑化でどんどん来てくださいということでそういう必要が出てくるのかなというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○佐藤委員 今日のレポートで単純な質問でございますけれども、稲見さんの方に1点、研修・技能実習について私どももうまく活用できないかというふうにいつも思うんですが、入管として悪用されているという認識もわかるんですが、逆にそれをどう改善していく方向にあるのか、あるいはその辺の検討をされているのかということをも1点伺いたいということです。

それから、瀧澤さんの方に3点ほど今日のお話の中で是非お伺いしたいことがあるんですが、犯罪の発生件数に対する日本人と外国人の検挙率の違い、多分データを見ていけばわかるかと思いますが、それが不法滞在につながっていくのかどうかということをも是非確認をさせていただきたい。それが1点目です。それから、全国への拡散というのと不法滞在の拡散という相関があるのかどうかということ。3つ目に、13ページにございますけれども、在留資格ごとに犯罪発生率であるとか件数に相関があるのかどうか、特徴的なとらえ方ができるのかどうか、その3点を、非常に単純な事実関係だけでございますけれども、教えていただければと思います。

○手塚部会長 お願いします。

○稲見課長 研修・技能実習の悪用ですが、これは先ほど早口で言いましたが、技能実習は実はおぎゃあと生まれてからまだ10年です。片一方では拡充していかなければいけない。まだ完全形になっていない。つくったときの目標までもっていない。本当は当初はやりながら拡充していった、かつ受け入れを広げていくということを前提に立ち上がったんで

すね。だから、実は広げていくというのも途中になっているんです。ところが、その間に、気がついたらありとあらゆる悪用が出てしまった。それで、2年ぐらい前から私どもはかなりの力を入れてやっております。2年前は、かなり大きなやつが新聞に出ましたので皆様お気づきだと思うんですが、かなり派手に摘発等をやったんです。最近もやっているんですが、余りにも日常化してしまっていて出なくなってしまうんですけども。

実は、悪用のパターンが我々が思っていた以上にありとあらゆる本当に手の込んだものがございまして、これが全部解明できないと、更なる改良といいますか、受け入れ拡大のための措置ができない。課題があるのはよく知っておりまして、何とかしなければいけない。いの一番にやらなければいけないのは、もうこれだけの数を受け入れているんですから、ちゃんとした受け皿としての在留資格をつくらなければいけないとか、あるいは今は研修1年、技能実習2年とか、業種が限定されているとか、いろいろな問題があるので、それを解決していかなければいけないというのがあるんですが、その辺に今手をつけてしまうと、先ほど早口で言いましたが、悪用の方も一緒に拡大してしまう。その悪用の方を、根絶はできないでしょうが、ある程度悪用の実態を把握しまして、その悪用に対する対策というのができない限り、というのが現状で、実は日々悪用の摘発ということに奔走しているのが今の研修・技能実習に対する実情でございます。

○瀧澤管理官 今の御質問なのですが、すぐにお答えできる部分となかなかお答えできない部分があります。まず検挙率でございますが、検挙率はどうやって出すかといいますと、犯罪発生件数が分母になり、分子は検挙の件数になるわけです。そうしますと、分母については日本全体の発生件数というのはすぐ出るのですが、外国人が犯した犯罪かどうかは検挙してみなければわからないものですから、外国人についての分母がきれいに出来ません。日本人の場合と外国人のバイ委で、検挙率は違うのか、という疑問を持たれると思うのですが、こういう問題がございます。

それから、全国への拡散傾向と不法滞在が重なっているかということですが、非常にいい御質問だと思いますし、我々自身関心があります。しかし、不法滞在者の場合はどこにいるかわかりにくいし、居場所も変わるケースが多いですから、不法滞在者が地方に拡散しているかどうか数字でお示しするのは難しいように思います。事件が拡散しているというのは検挙してみてもわかる話ですが、それが不法滞在者の地方拡散によるものかどうかはつきりしません。これは面白い視点だと思いますので、私も統計数字からきちんと説明できるかどうかよく見てみたいと思います。

それから、13ページの表で何か傾向が読みとれるかという御質問でございますが、5年前との単純な比較ではございますが、留学とか就学で入ってきた人、これは結果的に不法滞在になった人も含みますが、これらの資格で入ってきた人の検挙数が増えたというところはございます。例えば、検挙人員の中で、一番上の表を見ていただきますと、平成10年当時は総検挙人員が1万3,418人に対して、留学が412、就学が387だったものが、右の方を見ていただきますと、平成15年は合計が2万人ぐらいになっているんですが、留学が1,400人近くですね。それから就学が1,320。

こういう単純な数の比較ではございますが、留学、就学で入ってきた人の検挙が多くなったということがわかります。上の表は特別法犯も全部入れた検挙なのですが、下は刑法

犯といいまして、詐欺だとか泥棒とか、これは全部刑法になるわけですがけれども、刑法犯に限っていても留学、就学の数が増えているという指摘は出来るだろうと思います。

ちなみに、不法滞在者と正規滞在者の比率というのは、8ページあたりの表を見ていただきますと、ここに出てきておりまして、刑法犯全体ですと、実は正規滞在者の方が比率は高いんですね。82.6%。不法滞在者が17.4%。ところが、凶悪犯になりますと不法滞在者の比率が多くなっていくということになります。

窃盗犯も実は正規滞在者が多くて、不法滞在者が2割ぐらいということになっているのですが、これが実はいわゆる侵入窃盗といいまして、先ほどお話した、家や建物に入ってくる手口になりますと逆にしまして、実は不法滞在者の方が多いという数字が出てきております。凶悪犯だとか窃盗犯の中でも侵入窃盗が多いという点で、我々は不法滞在者について憂慮している部分があるわけでございます。

以上です。

○手塚部会長 どうもありがとうございました。

○新居委員 ちょっと2点ばかり。不法残留者を5年で半減というのは当面のとりあえずの目標として掲げられているのか、あるいは半減すればあとの残った人たちは大体不法残留でも真面目に日本で生活しているから大丈夫であろうということなんでしょうか。それが1点です。

もう一つは、外国人の凶悪犯罪の場合の被害者は、どちらかという、例えば中国人が犯罪を犯せば同じ中国人が被害者になるという同じ国の人が被害者になるケースが多いというふうに私は承知していて、案外日本人が被害者になるというのは少なかったのではないかな。別に日本人が少なければいいというわけではありませんけれども、そういうふうに思っているんですけれども、その辺は変化があるんでしょうか。

○手塚部会長 お願いします。

○稲見課長 5年で半減ですがけれども、これは政策目標でありノルマでございますので、やれる数字を挙げたということで、5年で半減したら、十何万残ったやつはみんなあとは何もしない、そうではございません。実際はやれる数字が5年間で10万ちょっと減らせると。具体的には、さっき言ったように、新しい発生をとめ、今よりも年間1万人ぐらい新しい発生をとめる。不法滞在している人間を前よりも年間1万人ぐらい余計に摘発させていただく。そうすると2万。2万を5年続けると約10万で半減できる。そういう計算で目標を立てまして、あくまで自分たちに与えているノルマでございます。半減であとは問題がなくなるという意味ではございません。

○朴委員 稲見課長に1点と瀧澤管理官に1点伺いたいと思います。

まず、稲見課長には、永住権を持っていながら、例えば私の場合なんですけれども、再入国許可は3年ということになっておりまして、この永住権というようなものの意味と、再入国というところの部分では変わりはなく、ほかの定住権であろうと、永住権であろうと、あるいは資格のビザであろうと、再入国の期限というものを3年というふうにしているのは何か理由があるのかということの説明をお願いしたいのが1点です。

瀧澤管理官には、先ほど地域ごとに何倍ということで、例えば東京都とか関東地域は圧倒的に多いわけでありまして、数はそれほど、そういった1.1倍とか1.9倍に比べると少な

いんだということだったんですが、やはり上がる幅というか、増加率というところでは本当に大変な増加率を示しているんですけども、それと関連をして、例えばこういうふうには北海道だとか東北、中部、四国で、地域性があるかどうかは別にして、こういった地域にたくさんの犯罪率が上がったということはやりやすい何か背景があるのか。要するに、検挙率がこの地域は低いのである程度やってもいいのではないかとといったような背景が犯罪グループの中にあってそうなのか、あるいは金持ちの老人とかがたくさんいる地域があって、そこは割とやりやすいのではないかとというような、ある地域性というようなものが背景にあってこういうことになったのかどうかということなんです。

それと関連をして、先ほど、外国人グループで数人あるいは数十人程度で動いて、日本の組織的な犯罪グループとはちょっと違うようだったんですが、日本のそういったグループと外国人のグループがいわゆる連携を組んでいるといっておかしいですけども、例えば物を盗んでさばくというものになってくると、これは外国人ばかりではなかなかさばきにくい部分が素人の考えでもあるので、その背景にはあるのではないかとこの考えもあったんですけども、どこまで答えられるものかはわからないんですけども、答えられる範囲内で結構ですので、その辺も踏まえて説明をお願いします。

○手塚部会長 新見課長さん、お願いします。

○稲見課長 再入国の期間は一般永住の方3年、定住も3年でやらせていただいている。これは、先ほど言いましたように規制緩和の中でやりまして、実は3年になったのは平成12年の入管法改正でございまして、ごく最近です。それまでどうだったかというと、実は一般永住の方は有効期間が1年だったんですね。それ以外の普通の技術とか留学とかも1年、しかも在留期間の中ということで、それを緩和するときに3年に広げた。それは、今は例外があるんですけども、当時、与えている有期の在留期間の一番長いのが3年だったんですね。一番有利な一番長いところに合わせようということで、一般永住の方は3年ということにさせてもらった。

ただ、その後、先ほど御説明させていただきましたけれども、今は在留期間の最長は特区の関係で5年というのが生まれましたので、今後はその運用等々を見て、更に再入国の有効期間の延長が可能かどうか、これはこれから先の課題になっていくと思います。

○朴委員 質問の趣旨は、永住権という意味は永住をしていいということでしたものですよね。というのは、国籍を変えてないから日本人ではないけれども、日本の人と同じようにこの地域に永住ができるよということで、そこから外国に出て入ってくることで必要とする再入国というものに対して、1年であろうと、3年であろうと、5年であろうと期限を延ばせばいいというものではなく、どういうふうな考えなのかという基本的なコンセプトの問題ではないかと思って質問をしたわけです。どういうふうに思ったらよろしいでしょうか。

○稲見課長 世界を全部知っているわけではございませんけれども、御指摘のとおり、一回永住を与えたら、永住権を本人が放棄するまで自由にその国に出入りできるという制度をとっている国があるのも承知しております。

承知しておりますが、日本の場合には、実はこれは歴史をひっくり返すんですけども、

もともといわゆる在日朝鮮人の方、韓国人の方は戦前からおいでになる、あの方たちをどうするかというのが先の問題であって、その方々に有利な再入国をまずセットした。そのときに、もう有期の期限で再入国をさせるというようなことで、実はそこから始まっているんですね。ですから、ほかの国でとっているような、永住権があるからその間は何でもフリーだよという具合には実はスタートのところでできなかった。

これから先どうするかというのはまた今後の課題なんです。そういう選択肢があることも承知しております。ただ、今は、さっきも言いましたとおり、再入国許可そのものをこれ以上大幅に緩和していく、あるいはなくすというような選択肢は、現下の情勢ではちょっととりにくいという状況に今はあるというふうに言わざるを得ないなという問題なんですね。テロの問題もあり、日中の問題もありというようなことがございまして、もうちょっとさっき課題になっていくのかなという感じでございます。

○手塚部会長 よろしいですか。確かに、今は永住者の再入国期間が、3年になって幾らかよくなったんですね。昔、在日台湾人の奥さんと中国人の御主人のお医者さんの夫婦を私はよく知っているんですけども、中国人の御主人は外国人ですからいつでも帰れる。ところが、永住権をお持ちの在日台湾人の方は、その方はドイツで知り合ったんですが、ドイツから毎年帰らなければいけない。そういう御不自由があって、そういう時代がありました。だけど、3年ということになって、これが5年になり、どこの辺が限界かということは将来また議論しなければいけない問題だと思いますが、3年になって大分よくなったのではないかなという気がいたしますけどね。

○瀧澤管理官 先ほどの新居委員の被害者に関する御質問にお答えしていなかったと思いますが、こちらの冊子には出ていなかったんですけども、別の統計の数字を見てみましたら、凶悪犯は、平成15年で477人の検挙人員があるんですが、そのうち自分と同国籍のものに危害を加えたもの、例えば中国人が中国人をあるいは、フィリピン人がフィリピン人を襲う、こういうケースが88人ということになっています。また、日本人に危害を加えたものというのが358という数が出ています。それから、自分と同国籍ではない日本人以外、つまり他の国籍の外国人ですね、例えば中国人被疑者が韓国人を、あるいはトルコ人がブラジル人を襲った、こういうケースが31という数字が出ています。他の年の数字を見ても自分と同じ国籍の者を襲っている人というのが大体20%から25%程度で、やはり凶悪犯の被害者として日本人の方が多いという感じでございます。

それから、朴委員の地域性に関する御質問ですが、何で地方に拡散する傾向にあるのか、幾つかの要因はあろうかと思えます。我々も関心を持って分析しているところでありますが、1つは、こういう不良化してしまう来日外国人というのはやはりまず大都市に来るんですね。大都市に来て、そこを根城にしてそれなりの犯罪行為を行っていく。そこで取り締まりが厳しくなる、あるいは逆に一般住民の方の防犯意識が高くなる、なかなかやりづらくなると、大都市圏の外に拡散していく。恐らくそういうことなのだろうと思えます。

それからもう一つは、ある程度定着というか、長い間そこで犯罪行為をやっていますと、先ほどおっしゃった、日本人の犯罪者とのつながりも出てきます。そうすると、おっしゃった物のさばきというのも一つあるんですが、もう一つはだれが金持ちで泥棒に入りやすいかというような情報を恐らく地元の犯罪者から集めたり、日本人の中で手引をするやつ

も出てくる。こうして活動範囲が広がって、地方にも拡散するということもあるように思います。

ちなみに、この冊子の6ページに「日本人を含むグループによる犯行が多発」と書いてありますが、日本人が共犯となっているケースも随分あることは我々も認識しております。

以上でございます。

○手塚部会長 どうぞ。

○櫻木委員 雇用との関係ですが、不法就労という場合が、不法就労者を雇う側があるわけで、それは違法であり事業主には罰則が課されますね。不法就労者を雇う事業者に対する摘発・罰則の適用の実態というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○瀧澤管理官 この冊子で言いますと、18ページに「雇用関係事犯」というところがございます。ここで雇用関係事犯の検挙という数字を出しております、これが不法就労者を雇った側の検挙ですね。不法就労助長罪ですとか、職業安定法ですとか、労働者派遣法を適用するケースもございます。それから、暴力団員とかブローカーが絡んだようなケースは、書いてございますが、数としてはそれほど多くはございません。上の方の雇用関係事犯の不法就労助長罪あたりになりますと、相当な数を検挙しているということになるのかなと思います。

○櫻木委員 これは不法であるからすごく暗数が多いと思うんですが、暗数の見当というのはつくのでしょうか。

○瀧澤管理官 正直難しいと思います。先ほども検挙率のお話がありましたが、やはりなかなかきちとした数字というか、私どもとしてこういう数字かなとお示しするところまではいっていないということだと思います。勿論おっしゃるように、相当数の暗数があることは間違いないですし、実際ははるかに多いと思っております。

○櫻木委員 私は弁護士をしておりまして、単純な出入国管理法違反の事件をよくやるんですけども、ほとんどのケースは被告人が不法就労しているんです。その場合でも、その人を雇っている側に捜査が入ったりしたという話は聞いたことがないんです。ですから、これは相当あると思います。法務省は、雇う側の問題を今の法制度の中でどう対処しているのか、今後どういうふうにするべきであると考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○稲見課長 御案内のとおり、不法就労助長罪というのも、これは平成元年の法改正で新たに設けた罰則でございます、要は不法就労とかそういうものはなぜ起きるかということ、勿論不法就労しようとする外国人がいる、それを雇う日本人がいる、間に入るブローカー、この辺が多分全部セットですね。それを全部根こそぎ特別の刑罰で、予防も含めて、抑止も含めて絶っていかうというのが平成元年の法改正の趣旨ですから、それはそれで今は当然ずっと続いておりますので、我々としては警察さん等、あるいは労働省さん等と連携をとりながら、勿論悪質なモノからということになるんでしょうが、不法就労の雇用主の方についても厳格に対応していく必要があるという考えは変わっていないということでございます。今後も厳格にやっていきます。

○櫻木委員 それを徹底的に行うと日本の産業構造にブレーキがかかるから手控えるとの考えがあるからなののでしょうか。

○稲見課長 そこからは法務省の方から離れるかもしれませんが、やはり不正競争ですよね。不法就労を雇っている雇用主を何もしないで放っておくと、まともにやっていると比べて不正競争になる。それを法務省として、あるいはほかの役所も一緒にしようけれども、見逃すというわけにはいかない。それはやはり是正するというのが基本的な考え方だと思います。

○手塚部会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○寺嶋委員 せっかく稲見課長から御説明があったので、必ずしも本日のメインテーマではないかもしれませんが、空港の出入国審査の関連で、この審議会でもいろいろな方がおっしゃっていますが、外国人の審査と日本人の審査ですごく行列の長さに差が出る。これは国会でも新聞紙上でも随分いろいろな方が言っておられて、その割になかなか改善を見ないわけですが、あれは日本人用のブースを外国人用に切り換えるということでもっと列を平準化するという手段がとれないものかどうかということです。それが1点です。

それから、これは外務省のビザの発給とパラレルのようなんですが、外国人の入国について、先ほど滞在許可の方で差別化の話があって、問題のない方は期間を延ばすというようなことがあったわけですが、入国した上で犯罪を犯す心配がある人となない人の差別化ということをもう少し考えられないものかどうか。主としてビザの発給の要件の問題かもしれませんが、その後ろには法務省があられるということですから、そのあたりで何か工夫ができないものか。問題のない方は簡単に出すということが考えられないか。その2点を伺いたいと思います。

○谷野委員 ちょっとその関係で。入管の方で一定の改善策がとられましたね。ところが、私の伺ったところは誤っているのかもしれないけれども、夕方、とにかく1～2時間程度状況を見て、それを踏まえての措置をとったと。私は余り現場の状況を知らないんですが、夕方というのは入国者が一番少ない時間帯ではないかと思うんですね。東南アジアとかから、どっと着くのは夜なんです。私は別の機会にも稲見さんに申し上げたかもしれないけれども、とにかく1時間半、2時間なんていうのがある。

あの時、私のところへ湯気を立てて怒ってやってきたのは、前の中国の国務総理の朱鎔基さんのプレーンの人で、「日本こそ改革、開放が必要だ」といってわあわあ言われました。入管のカウンターで1時間半待たされた。この間、北京に行きましたら、今の話に通ずるんですが、あそこはスペースが広いということもあるんだけど、通常外国人と中国人とは違うカウンターなんです。係官が見ていて、今日は多いと思うと、外国人と中国人のカウンターの区別がなくなって一斉にどこへ行ってもいいようになるんですね。中国でさえできるのに日本でなぜできないのかなと思います。

それから、これは私は日本では難しいのではないかと思うんだけど、ロンドンなんかも空港の入国カウンターの混雑ぶりはひどいですよね。そこでロンドンでやっていることは、飛行機の中で到着前にファーストクラスの乗客だけに赤い札を寄越すんですよね。その人たちはファーストトラックにのって、別のルートで案内されて、ほとんど時間をかけないでどんどん入国手続きが進む。差別的対応だからこんなことはできないと思うんですが、ロンドンの空港は民営ということもあって、くだんのファーストトラックをアattendする入管の係官の人件費は外国のエアラインが金を出し合って雇っているんだそうです。

ロンドンではそういうふうに行っているんですね。

成田も何か抜本的な対応をしないと、小泉総理が一人で観光立国とかおっしゃっているけれども、今のままでは、日本に着いた一番の入り口のところで日本に悪い印象を持たせてしまう結果になっている。入管の御苦労はよくわかるんです。人が足りないということだろうし、あそこのスペースで第一どういうことができるか、スペースの問題もあると思うんですが、何とかしないと本当にいけないと思いますね。

○手塚部会長 どうぞ。

○稲見課長 これは弁解がかなりありますのでお答えが長くなると思うんですが、昨年、御指摘のとおり、国会の予算委員会でも聞かれまして総理の御答弁まであった件でございまして、それを受けて私どもは調査いたしました。はっきり言うと、1日の調査をいたしましたので、多い少ないは全部クリアしています。とりあえず昨年の年末に、日本人の方が早く終わりますので、日本人が終わったら審査ブースを外国人用に振り向ける、あとは赤ん坊をお持ちの方とかお年寄り、これはプライオリティーレーンというのを表示しておりまして、行かれた方はお気づきと思いますけれども、そこで優先的にやる。それから、これはよかったかどうかよくわからないんですけども、行列に、ここだとあと何分待ちですよという、ディズニーランド方式ですか、それをやったら1時間とかの表示が出て、かえってよかったのかどうかわかりませんが、とりあえずの対策は年末にやりました。

それで、それは同じ条件で測定しないと実は効果というのは言えないんですけども、年が明けましてから実測しましたら待ち時間は若干短くはなっております。なっているんですが、それで足りるという話ではございません。やはり何十分かは待つということは起きているわけです。

これからどうするか。それで、実はいろいろな工夫をしようということで、来週ぐらいから新しい試みを、トライアルでございしますが、それがうまくいくかどうかわかりませんが、幾つかのことを考えております。

というのは、なぜ待つかといいますと、外国人の方が来て、今審査官がブースに入っておりまして対面式で審査しまして、その審査官において問題がちょっとでもあれば完結するまで質問するんですね。そうすると、その後ろの人は全く問題のない方かもしれないんですけども、待ち時間が長くなる。これを解決するためには、これはアメリカがやっている方式なんですけど、ちょっと審査官がおかしいと思ったら別のところにいる審査官に渡してしまう。これはアメリカではセカンダリー審査とか言っているらしいんですけども、これは審査官の数と場所、いろいろなものが必要になるんですが、そういう方式を来週からちょっと試行してみます。どんなふうな結果が出るかはわかりません。

それから、これは余り世界でやられていないんですが、加えて、今御案内のとおり日本では1人の審査官が1人の外国人をこういう対面式で審査するというやり方をやっているんですが、あのブースを横にしまして審査官を2人入れまして、分業でございしますね。1人がまずパスポートとかブラックリストのチェックをやる。終わると、もう一人の審査官にその外国人とパスポートを渡す。もう一人の審査官が質問をして在留資格とか在留期間を決定する。その間にもう一人の方は次の人のブラックリスト、旅券をチェックする。所要時間は2分の1にはならないんでしょうけれども、6掛けぐらいにはなるのかな。これも

今月中に成田でほんの一部を、ちょっとブースを変えるみたいな施設のな手当も必要なんです、どれだけ効果が出るかわかりませんが、そんなこともやってみようということで、いろいろな手を使ってトライアルすることとしています。

先ほど御紹介がありました、トライアルの中に外国でやられておりますいわゆるブルーレーンというんですか、お金を払って特別にと、それはさすがに日本ではやりにくいので、実は試行の対象には入っておりません。

実は、今言いましたようなトライアルで待ち時間が短くなるというのは、期待できるのは成田空港とか関西空港、要するに大規模空港でございますね。そうすると、ローカル空港はどうするか。ローカル空港で今言いましたような方式はとり得ないんですね。ローカル空港の待ち時間をどうするかというのはもっと深刻でございます、これはちょっとお話がありましたとおり、日本に来る前に何らかの形で、まだアイデアはできていませんが、何らかの形でチェックをするみたいなことをやりませんと、来てからでは構造的にも無理です。ローカルに行きますと、ブース自身が2つとか3つしかないわけです。そこに300人着いたら、そのブースにフルに人を張り付けましても、1つのブースに100人、200人並ぶわけですね。最後の人は時間がかかるのは火を見るよりも明らかですので、実はこの待ち時間の短縮は大規模空港はまだいろいろトライアルする余地があって、多分良くなっていくし、よくしていきます。ただ、ローカル空港の方についてはもう少しお時間をいただいて、頭を使わないとこれはなかなか解消できないということで、頭の痛いのは実はローカル空港の方でございます。

どちらにしましても、1分でも30秒でも空港での待ち時間を、特に外国人の方につきましては短くしていくという方向でこれから対処していきたいと思います。決意だけは間違いありませんので、もうちょっとお時間いただきたいと思います。

○谷野委員 査免の国から来た人たちのルートだけを別にするというのはできないんでしょうか。一寸刺激的かな。

○稲見課長 御指摘のとおりで、それも実はトライアルの中で、成田で試行する中に入っております。それから、来年1月からいわゆるA P I Sという、事前に日本向けに外国でチェックインしたときにその情報が日本まで来るといふ新しいシステムが動くんですが、かなりの情報が入っているわけですから、それができた人だけは別のレーンに連れてきて優先的に処理するとか、そんないろいろなことを組み合わせて待ち時間の短縮ということをもまず大規模空港の方から取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○手塚部会長 どうぞ。

○櫻木委員 法務省の入管局によりますと、不法滞在等の外国人情報を同局のウェブサイトから直接記入できる窓口を開設したと。違反者と思われる人の国籍、名前、人数や働いている場所、または見かけた場所として住所、電話番号、業種などの情報の提供を呼び掛けている。これは昨年、警視庁と共同して不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言を出していますので、多分それ以降の流れだと思うんですが、この動きに対しては国連N G Oでもあるアムネスティインターナショナルの方から人種差別を助長する情報収集ではないか。

つまり、この窓口は外国人一般に対する漠然とした不安感、反感、嫌悪感などを煽っている、こういうふうに入種差別撤廃条約に反しているのではないかというような意見が表明されていますね。それに対してどのような見解を持っていられるのでしょうか。

○稲見課長 これは提報メールということで、これもこの国会で複数回御質問をいただき、複数回お答えさせていただいているんですけども、入管法は入管法違反に関する情報の提供を受けるというのは法律上の根拠がございまして、そういう情報を受けるということは法的な根拠がございまして。

今まではどうやっていたかということ、提報を受ける手段の大半が実は電話であり、直接来る、あるいは手紙でもらうということで対応してきたんですね。それで、年間何万件ともらっているわけですが、その中に24時間いつでも受けつけてもらえるような、この時代ですからメールで送らせてもらえないかというような要望もたくさんございまして、それに応ずるということで始めたのが提報メールという位置づけでございまして。今御指摘のように、いろいろなところから御批判、御意見をいただきました。

実はオープンしたとき、これも法務大臣からの御指示もありまして、そういう意見も踏まえて、無用な誤解を受けるような表現とか文言とか、そういうものは改善した方がいいということで、オープンしたときと比べますと、3回ぐらいに分けて、表現も、それからあとウェブサイトからのアプローチの仕方なんかも若干工夫いたしまして、誤解の受けにくい、より利用のしやすいものに変えて今運営しているところでございます。

私どもとしては、御批判、御意見は勿論受けつけますし、今後もそれでよりよくしていくという御意見があればそれを採用させていただきまして、実際に生かしていくというように考えている次第でございまして。そのメール自身をやめるという選択肢は私どもにはございません。

○櫻木委員 これは、やはり国際的な日本の国の信用にかかわる問題だと思うんです。確かに法的な根拠はあるでしょうけれども、やはり世間、つまり国際社会から信用される日本でありたいとするためには、今のようやり方より、外国からいらした方と日本人が今後協力して世の中をつくっていくんだというような姿勢が積極的に感じられるようなやり方をとる必要があるのではないのでしょうか。ところで、それを示すような法務省側からの宣伝などもしているのでしょうか。

○稲見課長 そっちの方のプラスの方ですか。今のところは、同じメールでやっているかという御質問であれば、同じメールにはございません。その辺も今度はこれから先、企画していることもございまして、そういう御意見も踏まえてまた更によりよきものにはしていく予定でございまして。

○櫻木委員 例えば、国内N G Oの方々との意見交換ということもやったことはあるんですか。

○稲見課長 本件についてはございません。この件については要望書を送られてきたぐらいでしょうか。あとは専ら国会での先生を通しての御質問ということに終始しております。

○櫻木委員 今後そういう意見交換をするというのは。

○稲見課長 内容によりまして、別に拒否はいたしませんけれども、それは個別にやるやらないの判断をさせていただくということになるかと思います。

○植本委員 稲見課長の方にお伺いしたいんですけれども、今後の外国人労働者の積極的な受け入れというふうな項目のところで、少子高齢社会への対応というふうな視点で4つの検討の視点の御説明があったかというふうに思うんですけれども、その検討の視点ごとに、御説明があったときにも少しありましたけれども、検討すべき課題とそのスケジュールみたいなものとか、プロセスなんかについて今日時点で整理をされていることがあれば教えていただきたいと思います。

○稲見課長 実はこの少子高齢化云々ということになりますと、私どもは出入国管理という観点から検討するんですけれども、例えば介護であれば厚生労働省さんが日本の看護政策、介護政策、老人対策という大きな中でお考えになって、それを受けて私どもは外国人を受け入れるのならどうするかという具合になるので、私どもが全体のスケジュールを決めてしまうというわけにはまいりません。ということで、それはございません。

ただ、今、そういうことを踏まえて、私どもにも実は出入国管理政策懇談会という懇談会、法務大臣の私的諮問機関がございまして、そこで労働者だけではないんですけれども、広く受け入れなんですけれども、外国人の受け入れ問題というのを今年1年通して御議論いただく、御意見いただくということでやっております。具体的な作業としてやっているのはそれということになります。

○手塚部会長 どうぞ、お願いします。

○塚田委員 瀧澤さんにお伺いしたいんですけれども、外国人の犯罪のことなんですけど、もともと犯罪を行うために、そのことを目的に入国する人もきっといるんだろうと思うんです。それから、不法就労を目的でもともと入国する人もきっといるんだろうと思うんです。それから、そういうことではなくて、留学とか、就学という目的なんだけれども、結果としてそういう目的にならずに、不法残留であり、不法就労だったり、そういうことになったり、入ってこられた方の条件というのがいろいろあるんだろうと思うんです。なぜ、外国から来た方が犯罪に走るかというところが、もともと犯罪を狙ってきている人は別として、本来は別の目的で入ってきているんだけれども、日本に来た後の置かれた環境から結果として犯罪の方にいってしまうということなんじゃないかな。

いずれにしても、これから国際交流がどんどん広がっていくとすれば、外国人がたくさん見えれば見えるほど犯罪は増えるんだという議論ではしょうがないので、なぜそうなるのか。そもそも犯罪のために来るのなら、そういう人たちが入らないようにすればいいわけだし、それから日本の国内において不法就労というのは、先ほどもお話がありましたが、それを雇っている人とか、そういうことをきちっと把握をして、だめなものはだめというふうにするということで、日本に何となく行っても仕事はできないよ、行くならきちっと資格を持って行くんですよということにしなければならぬというふうに思うんですけどね。

今の外国人の犯罪の発生の仕方というのは、およそそういうことは関係なく何となく増えているのか、やはり外国人が日本に来られて、特に生活ということにかかわっていたと思うんですけれども、その環境が整備されていないからついつい犯罪の方に走るのか、その辺は答えにくいのかもかもしれませんけれども、もし何か示唆いただけることがあったら助かるんですが。

○手塚部会長 お願いします。

○瀧澤管理官 私も実はそれは大変重要なポイントだと思っております。本当は数的な形でこうですとお示しできればいいのですが、我々としてそこまでしっかりとしたものはまだ持っておりません。

おっしゃるように、もともと犯罪目的で入ってくる者も少なくないと思います。大体不法入国をするなり、あるいは短期滞在などで入国してそのまま不法滞在をする、いろいろな人がいると思うんですが、一方で、おっしゃるように、お金を稼ぎに来るという人が多いと思います。皆さん御存じのとおり、日本とその周辺諸国の経済格差というんですか、特に中国の場合は都市部でも相当あると思うんですが、まして都市部以下から来た人にとってみれば日本円というのは物すごく価値のあるお金ですから、ちょっとアルバイトしても彼らにとって相当のお金を稼げますので、そういう目的で入ってくる人は多いと思いますね。

そういう中に、向こうでかなりの借金をして、例えば偽造旅券なり、偽造の文書をあつらえてもらって入ってくるという人もたくさんいるわけですね。そして、こちらでそこそこの稼ぎをしてまあ帰ろうかという人もいるし、なかなか稼げないから手っ取り早く何かやろうというので周辺にいる悪い人の誘いに乗ってしまう、こういうケースもあるだろうと思います。

それから、留学、就学で入ってきて、最初は勉強しようと思っていたんだけど、周りの悪い人につき合ってしまったってそういう環境に染まったという人もいるでしょう。いろいろなパターンがあるだろうと思います、やはり大きな要素としては経済格差というんですか、彼らにとっては余りにお金もうけをしやすいというんですか、あるいはちょっとしたことをやればお金もうけができるという頭になってしまう、そういう環境というのが要因の一つとしてあるのだろうと思います。

経済格差の問題だと言ってしまうと、経済格差が縮まらない限り問題が続くということになってしまいますが、私も他にどのような要因が作用しているか、必ずしもはっきりしていないと思っております。

ただ、最初から犯罪目的で入ってくる人ばかりというよりは、そうではなくて働いて金儲けをしようか、あるいは勉強しようかという人が途中からそういうふう引きずられてしまうケースというのは相当あるのだろうなという気はいたします。

○朴委員 稲見課長と瀧澤管理官、両方にかかわるものだと思うんですが、27ページに、瀧澤管理官からいただいたものの中で、一つ今おっしゃられたような部分のヒントが隠されているのではないかと。もともと犯罪を目的として手段を選ばず入ってくる者に対しては相当ないろいろな対策を練らないといけない。これは時間もかかりますし、戦略も要るんだと思うんですが、手っ取り早くある程度効果を上げられるものは、最初は善良なる目的で入ってきたんだけど、いろいろな事情によって犯罪に走らざるを得ないというような部分があるんだとすれば、例えば研修生等の目的で来て、最初の二、三年はある程度目的に沿った形で技術実習をしたとか、そういうことになっているのかもしれないけれども、途中で、特に東南アジアから来ている方々が非常に多くなっていて、半数近い人が失踪しているということも数字で出ていますよね。

この失踪というようなものが犯罪につながる一つの入り口であったとすれば、さっき稲見課長の方でも、これから少子高齢化に向けて日本が外国人を取り入れざるを得ない状況にあると。そこを研修、それから就労、帰国といったような流れをつくるということを大体3年ないし期限つきのもので考え、きちんとしたケアができれば、日本にとって労働者問題の部分も解決でき、ある程度良質なものから来ていた犯罪に走るような部分を防ぐという一石二鳥の効果があるのではないかというふうにふと思ったんですけれども、そんなに簡単なものではないかもしれないけれども、そういった部分での連携というか、それはどういうふうに考えたらいいのか、その辺も踏まえて今検討が行われているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○手塚部会長 どうぞ。

○稲見課長 ちょっとピントの外れた答えになるかもしれませんが、警察庁さんの資料にある研修の失踪なんですけれども、これも私どもは今分析をいろいろ自分たちなりにやっているんですけれども、失踪の時期というのがばらばらなんですね。一番ひどいのは空港に着いて失踪してしまう。これは先ほどの瀧澤さんの御説明でも、最初から日本で何か悪いことをする目的ですが、そういうのから始まりまして、研修でしたら大体1年ですが、研修が1年終わってこれからというときにいなくなる。その間でいなくなる。もうばらばらなんですよ。

失踪の理由というものも、実はこれまた細かく分析してそれへの対応、それをなくすためにはどうすればいいのかというようなことも細かく手当をしていかないと、次の研修・技能実習の活用といいますか、更に受け入れるというふうな、開放的に使うようにするという具合になかなかいかない。そのところが我々自身もまだよくわかっていなくて、一生懸命分析に努めている最中だというのが今の状況でございます。

○朴委員 研修生の場合には、受け入れ機関というか、受け入れているところの部分がある程度明確にできていなければ研修の目的で来るといえるのはなかなか難しいというふうに思っているのですが、例えば入国してすぐいなくなるとか、例えば1年近くになっていなくなるとか、例えばどういう過程の中でいなくなるにしても、受け入れ機関としてはある程度の責任というようなものがあるのではないかと思います、その責任問題を踏まえた部分で考えられるのではないかと思います、そんなに簡単なものではないでしょうか。

○稲見課長 それは私どもは基本的に省令で、その受け入れ機関に故意過失みたいなことがありまして問題があったという場合には不正行為ということで、3年間新たな受け入れはできませんという手当は今でもやってあるんですよ。ただ、いろいろなケースがありまして、これは本当に困ったものなんです、受け入れ機関もだまされているというものでありまして、受け入れ機関が問題だというのは何回も新聞に出ているのもありますけれども、それは本当に不正行為ということで我々は厳格にやっています。必ずしもそれだけではなくて、ここはまた複雑なところなんですね。送り出しの方に物すごく悪いのがいてというのがありまして、まだまだ我々も細かく分析して対応を考えていかなければいけない。そこがこの研修の難しさということです。

○手塚部会長 今の問題、朴委員のおっしゃられたような、研修をして日本で技術を学んで、日本で少し働いて、国に技術を持って帰って、そういうのは理想だということはもう

十何年前のバブルの真っ最中に大体経営者の方がおっしゃった。それで技能実習制度なんていうのもできたんだけど、実態調査に入ってみると、他方では一生懸命24時間振り回されながら、中国から来ている研修生なんていうのはどこに行ってしまうのかわからないんだから、雨の日や雪の日に傘を差して遠くまで自転車で行って途中で交通事故に遭ったり、とにかく24時間面倒を見て本当にくたびれ果てるような使用者もいれば、中にはそういうアングラで受け入れて安く働かせる。研修は物すごく安いですから。だから、不法就労の人は15万から20万もらって、研修の人は今七、八万ぐらいかな、それで同じに働かせられるわけだからそれを働かせるという人から、千差万別なんですよ。

それでは、いろいろ指導したりという形で受け入れられればいいんですけども、結局、その理想を持って技能実習制度というのは立ち上がったんですけども、結局モグラたたきみたいに、本当に一生懸命に真面目にやると疲れ果ててもうやめざるを得なくなったり、必要もなくなったり、会社自身が向こうへ出ていってしまう。

それで、日本が少子高齢化でやはり人が必要だと言っているけれども、むしろアメリカでもヨーロッパでも問題になっているように、今ブッシュ政権で問題になっていますよね、要するに職場が外国に出てしまうわけだから。ですから、例えば最初のものを見てみると、例えばジメンスがいわゆるソフトウェアの部分というのを外に出してしまう。事実、10年間にとにかく21万8,000人から16万7,000人に減っている。どんどん国内の製造業や何かの職場というのは減っているんですよ。だから、本当のことを言うと、少子高齢化の結果、そこに人を受け入れる必要はないんです。これは次回に厚生労働省の方に来ていただいて。むしろ、日本に学びに来て本当に日本の中で一生懸命活躍してくれる、そういう人たちはどんどんオープンにして受け入れなければいけないというのが私たちの観点であって、そここのところを何とか国内で、各省庁も我々も含めて、対外的にもこの審議会で議論したいということでございます。

たしか総務庁に言われて、研修制度の調査ができていないということで、JITCOというところで毎年調査をやっているはずですよ。もし、その調査の結果をごらんになれば。今、毎年やっていますか。私が第1回目の調査をして大分苦労した。それで、調査に行きますと、一生懸命真面目にやっているところだけが手を挙げて調査に来てくださいと言うんですよ。だから、行くとすばらしく見えるんですよ。だけど、そうではないんですね。そういうこともありました。よろしゅうございますか。

○衣笠委員 今まで私自身が育った社会というのは、外国人との付き合いというのはほとんどトラブルのない社会で私は育ってきたので、今日お話を聞いていると怖いことばかりで、私が育った社会は本当に外国人が来るというのは、当然球団もはっきりしていますし、向こうのエージェントもはっきりしていますし、何より彼らのプライドというものがまず今日のお話に入るような範囲のお話は全くないのであれなんです、これからある意味で日本もいろいろなスポーツのジャンルがあって、そこから恐らくいろいろな研修生が今来ていると思うんですね。特に東南アジアから日本で技術を勉強したいと。そういうふうなところの中で、今日せっかく来られているのでお話を伺いたいんですが、やはり失敗例というのはあるんですか。そういうふうに、例えばスポーツの研修、芸能関係の研修というもので来て、その中でうまくいかなかったという件数というのはこういう表の中には出て

きているものですか。

○稲見課長 今お話ししているのは在留資格の研修なんですけれども、多分スポーツの研修というのは、在留資格の研修でおいでになるのではなくて、期間も短くて短期滞在というようなカテゴリーで来ているんだと思います。私どもは実は余りスポーツの研修ということで悪用の実例は承知しておりません。

ただ、スポーツが悪用されたという例は、かつてアジア大会に参加するといって来たとか、あるいはスポーツの大会に参加してきた人間が30人来たら、帰ったのは20人だけだったとか、そういう悪用された例は承知しておりますが、スポーツの研修そのものについて問題があったというのは承知しておりません。

○衣笠委員 ありがとうございます。

○手塚部会長 いろいろないわゆる職域というんですか、地域を見ていったときに、衣笠委員のお住まいになっている世界というのは、本当に野球界というのは外国の選手をどんどん入れて今一緒にチームワークでやっているわけですね。

○衣笠委員 そうですね。本当にトラブルがないといいますが、ある意味で彼らそのものが。私も昭和46年からいろいろな外国の選手と一緒にチームでやらせていただいて、言葉の問題そのものも含めて勉強させてもらった方がむしろ多くて、そういう意味では、今度オハイオ大学の教授になったホプキンスという選手なんかを見ていると、彼は日本で野球選手をしているときから、将来の目標は医者になるんだと、なかなか日本では考えられない人生設計を持っていた非常に素晴らしい人です。ライトルという人もそうですが、たしかライトルの奥さんが数学の先生で、自分の子どもを日本で自分で教育していました。

そういう意味からしますと、私たちが見てきた外国人の人というのは、我々よりはむしろ人生設計にしても、考え方にしても、マナーにしても優れた方ばかりで、そういう意味では今日聞いているとちょっと何を質問していいのなかなかわからなくて非常に困っていただんですけども、これから先、いろいろな若い世代の人が、日本というのがスポーツも随分いろいろなジャンルで強くなってきたので、特に東南アジアから随分研修に来られると思うんですね。その中でトラブルというものが、今までないのであれば、できるだけそういうふうな受け入れ先、もしくはさっきおっしゃいましたように、受け入れ先の人がごまかされないようなシステムを今の間に構築していただければと思います。

○手塚部会長 衣笠委員の御意見は非常に御参考になると思います。

○佐藤委員 さっき塚田委員がおっしゃったことと関連するんですけども、犯罪のインプットとアウトプットの議論はよくわかったんですけども、そこでなぜそういうふうになっていくのかというようなことを警察庁あたりで、統計数字は全くないと思うんですけども、例えば少年非行であるとか、犯罪に関してはかなりそういうことが詳しく分析されていると思うんですけども、インフォーマルでも結構なんですけれども、お答えできる範囲で、その辺の分析をされておられるのかどうか、あるいはそういう方向で考えよう、あるいはアウトソーシングでも何でもいいんですけれども、そんなような検討会みたいなものがあって、そういうような結果が少しずつ今出ているのかどうか、それをちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

○瀧澤管理官 勿論、おっしゃるような分析というのは必要だというのは我々も意識して

いまして、幾つか試行したものはあります。去年の警察白書にも掲載したと思いますが、通訳人にアンケートをしてみたりとか、一線の捜査員にアンケートをしてみたりとか、どうして犯罪を行うようになったのか、なぜ日本を選んだのかとか、犯罪者からそういうのを聞き取ったものをある程度集計したりはしております。

必ずしも統計的な処理をしたものではありませんが、彼らはなぜ日本で犯罪を行うかという、日本は手っ取り早く金が稼げるという意識が出ている点是否定できないと思います。また、彼らの目から見れば、刑が比較的緩い、それから、警察も殴らない、撃たない、そういうことを彼らは言うようで、だから、そういった取り締まりだとか、刑だとか、あるいは手っ取り早く金を稼げる、そういった意識の複合体が彼らをそうせしめているところがあるのかもしれませんが。

犯罪目的で入国する者は、元々日本は稼ぎがしやすいという意識なのでしょうが、留学、就学、研修等の資格で来る人でも、ついでに金を稼ぎたいという人はいっぱいいると思います。つまり、勉強もしたいけれども、金も稼ぎたい。とにかく日本は金を稼げる国だと思っている人は随分いると思います。だからこそ、さっきのスポーツ選手の話ではありませんが、試合が終わったらついでに稼いで帰ろうかと、そのぐらいの感覚の人たちがいるわけですね。

最初は地道に稼ぐ、あるいは研修という趣旨をしっかりと理解して、六、七万の研修手当でこれはいいなと思っている人も、例えばすぐ近くに不法で15万稼いでいるひとがいるというと、彼らにとっては15万と6万の差というのは大きいですから、じゃ、手っ取り早く稼ごう、となることもあるでしょう。一旦不法に走ったら、今度はもうちょっと悪いことをやればもっと稼げるとなって、そっちの方向へどんどん行ってしまう人間が結構いるのかなという感じがいたします。

先ほども申し上げましたが、経済格差というのはやはり大きな要因で、要するに金を稼げるという彼らの意識が大きな要因としてあるのではないかと。そして、手っ取り早く金を稼ぐために、どうしても安易な方に流れてしまう人が結構いるのではないかという感じがします。ただ、それは数値を元にきちっと分析している訳ではないので、個人的な見解として申し上げるしかないのですが、私自身はそんな考えを持っております。

○手塚部会長 ほかに、むしろ御質問と御意見とか、こちらの担当省庁さんに、この際ですからいただけましたら。

○新居委員 外国人だけではなく、日本人も含めた刑法犯というのは増えているわけですね。だから、一概に外国人犯罪だけが aumentando というわけではないと思いますね。そこには日本の社会が弱くなってきているというんですか、悪いことをしたやつをみんな監視するとか、そういう地域社会でなくなっている、社会が脆弱化してきているという日本全体の問題もあるのではないかとこのように思うんですね。

ほかの国の場合、ヨーロッパを含めて外国人の犯罪が日本と比べてどうなのか、その辺の傾向を教えてもらえたらと思うんですが。

○瀧澤専門官 おっしゃるように、日本社会全体の意識とか、隣近所との関係などは少し変わってきていると思います。一方、我々が憂慮しているのは、刑法犯の増え方というよりも、先ほども申し上げましたが、例えば来日外国人の侵入盗がここ10年間の間に7倍に

なっている、こういう増え方というのはかなり特異でして、そういうところは我々としても警戒しなければいけないなと思っております。

ほかの国については私は余り承知をしていないのですが、例えば米国のような移民国家なんかですと、そもそも国の中にいろいろな民族の人がいて、国外の犯罪組織と結びついて犯罪に走ることも多いわけで、東洋系だとか、ロシア系だとか、恐らくそういう把握はしていると思うのですが、アメリカ市民権を持っていれば、全部アメリカ人犯罪になってしまうのですね。ですから、我が国のような外国人犯罪というとらえ方とは異なる把握の仕方をしている国も多いと思います。

ところで、先ほど経済格差の問題について申し上げたのですが、日本の自動販売機というのはそこら中にあるのですが、例えば、一台に3,000円とか5,000円とか入っているとしますと、経済格差に応じて彼らにしてはそれが20倍ぐらいの価値に見える、つまり5,000円入っているとすると10万円に見えてしまうのですね。路上にある自動販売機を見ると、10万円入っている金庫が路上に置いてあるという感覚になってしまうのだそうです。

最近は中古車の泥棒とか、船外機を外して持って行ってしまう泥棒なんていうのもいるのです。漁船の船外機なんて鍵を掛けて保管しているわけではありませんから、かなり価値のあるものが無造作にそこに置いてあるという感覚になってしまって、それを持っていってしまうという人たちもいる。ですから、経済的に豊かであって、しかも無防備な社会であるという意識がどうしても彼らの間に蔓延してしまうと、手を出しちゃおうかなという感覚になってしまうのかもしれない。

○手塚部会長 日本の場合、田舎の方に行くと今もってだれもいなくても家に鍵をかけるというのは恥だという意識です。また、私も外国人の方に例えば電車や町であったときにできるだけ話しかけることをしているんですが、「何で日本に来られたんですか」と言うと、日本というのは安全で住みやすいということは最大のメリットだと言う。ただし、日本ほど無防備な国民性を持った国というのはないんでしょうから、そういうところもあるのではないのでしょうかね。

○櫻木委員 本日のテーマである外国人労働者の受け入れ問題に関し、大きな日本にするか、小さな日本でとどまるかという全体像についての方向性はまだ出ていないにしろ、少なくとも今、衣笠委員がおっしゃったように、日本人が啓発されるような外国の方々にはいっぱい来てほしい、これは合意できることだと思うんですね。そのためには、そういう方たちが日本にいて不愉快な思いをするようなことをしない、また、諸外国から見て日本に対して信頼がおけるような国家政策をとっていただきたいと思うんですね。

例えば先ほどの問題にしても、国会で国会議員に説明をしたということだけではなくて、やはり日本に住んでいる外国の方々等にとっても納得できる説明をするというところまで、サービスといいますか、する必要があると思うんですね。単なる法令に合致していればいいということではなくて、国家の政策として海外の優秀な方に来てもらえる、そういう雰囲気づくりを各省庁はつくっていただきたいと思います。

○手塚部会長 むしろ各省庁を超えてこの審議会は大きなことを論じようという趣旨でございます。とりわけ、先ほど話し合ったみたいに、働く就労資格を持っている方のうちの半分以上がエンターテナーでフィリピン等々から来ているというのはおかしな話であり

まして、出入口のことは法務省入管局でやっておられるけれども、例えば看護婦さんを受け入れるというときに、保健師助産師看護師法という法律があるんですが、その国で資格を持っていれば、相当だと認めれば、お医者さんでも看護師さんでも入管法は受け入れることはできるんです。ところが、絶対に厚生労働省や看護婦協会は日本での資格試験を受けることを前提に相手国での有資格者の受け入れは反対なんです。その理由には一理ある点もあるんですけれども、今回はそういうこともアピールしたいと思います。

それで、フィリピンから来られているエンターテナーの方は、もともと本来エンターテナーで職業としてそれをやっている人ではないんですよ、ほとんど専門学校やカレッジを出てほかの仕事に就いている。例えば公認会計士の仕事をしていても、やむを得ず来たという人もいます。

だから、そういうことであってはいけないのであって、それなりの人材を受け入れるという姿勢を国としても打ち出さなければいけない時点に来ているのではないかなという具合に私は考えます。もう15年間、1995年からストップしているというのが各省庁の実態だと思います。勿論、この間、外国人の方の指紋押捺がなくなっていくとか、いろいろな部分的な改良はありましたけれども、本当に根本的なところを考えないと、日本にこれと思う方が行きたい国でなくなってしまうんですよ。

有名な話で、いわゆるコンテイニング・オブ・ソビエト・ユニオンというのを提案したジョージ・ケナンという有名な外交官がおられますけれども、彼がロシアに行ったときに、我々は昔はソビエト・ロシアはいい国だ、いい国だと思っていたんですけれども、ソビエト・ロシアでスターリンの時代に入国のときに物すごく不愉快な思いをしたというのが第一の反ソになった理由だということを彼はどこかに書いていたことがありましたけれども、その点は本当に入国のときからの印象というのは実際にあると思いますし、いろいろな話もあるのではないかと思います。

なお、御意見がございましたら。どうぞ。

○佐藤委員 犯罪を取り締まるというのはとても大事だと思うんですけれども、犯罪の原因、つまりそれはまさに就労の問題であったり、教育の問題であったり、絡んでくると思うんですね。なぜそういうふうになっていくのかということ、勿論担当の立場から言えば今日の話はよくわかりましたし、非常に的確におまとめいただいたんですけれども、一步突っ込んで私たちが議論すべきは、なぜそこに入っていくのか、その因果論というものをやはりきちっと踏まえておかないと、ただただ取り締まるだけではなくて、それが対応になっていくんだろうと思うし、多分就労の問題が絡んだり、教育の問題が絡んだり、部会長がおっしゃっておられるように、義務化というところも当然視野にあるのかもしれませんが、そこで統制するということも当然一つの手法としてはあるんだろうと思うんですけれども、何でそこに入っていくのかということと兼ね合わせてそろそろ議論していかないと、今日話を踏まえながら、それを更に発展して、今おっしゃっていただいたように、この部会がそういうところできちっと因果論を踏まえた議論が展開されていくと体系的になっていくかなという感想を持ちました。

○手塚部会長 そういう点での資料とか、まとめてみたいと思っています。

○佐藤委員 むしろそういうようなものが何かあれば、さっき瀧澤さんがおっしゃって

られたんですけれども、インフォーマルなものでも、あるいは学会レベルでも何でもいいんですけれども、もしも何かそういう資料でもあれば、私はちょっと存じ上げないんですけれども、部会長がもしも御存じであるようなことであれば何か提供していただいたり、あるいは諸外国のそういう犯罪の問題と恐らく体系的な因果論が何かうまく把握できるような資料がもしもあれば、御提供いただければというふうに思います。

○手塚部会長 次回までに準備いたします。今でなくてもよろしいですか。

○佐藤委員 結構でございます。

○手塚部会長 ほかに何かございますでしょうか。

それでは、今日は非常に有意義な質疑応答、御意見で、両担当の稲見課長、瀧澤管理官にはお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それから、第5回の外国人問題部会は5月28日の午後3時から8階の893号室、前に総会をやったところでの開催で、御案内いただけたと思いますが、そちらで行いたいと思います。そのときには「在日外国人労働者の雇用・就労問題、社会保障」を中心に、厚生労働省の担当者においでいただきまして質疑応答を行うことを考えております。

また、第6回の外国人問題部会につきましては、6月21日午後3時より7階の761号室、ここですけれども、文部科学省の担当者をお招きして在日外国人の教育にかかわる諸問題をテーマに質疑応答を行う予定になっておりますので、是非御出席のほどお願いいたします。大変お忙しい委員の皆様方ですけれども、本当に皆様にこの場でどんどん御意見を言っていて、答申の方にまとめてまいりたいという具合に思っております。

7月には外国人問題関連の第8回の総会を開催いたしまして、5月、6月、それから4回から、先ほど御案内申し上げました6回の外国人問題部会についての報告と報告についての議論を行っていただく予定であります。

7月の総会以降のことではありますが、10月に総会を開きまして、それまでに皆様の御議論をいただいた点を生かした答申を採択するという全体日程を考えております。多少の弾力性を残しておきたいと思いますが、全体日程から見ますと、7月の総会では次の手順で話を進めてまいりたいと思いますが、外国人問題関連の答申の骨子について御議論、御採択いただいて、夏休みの間に少し右骨子についての答申案の起草を行いまして、9月にお時間をいただいて、できる限りの委員の皆様にご参画いただきまして答申案について議論を行った上で、10月の総会での答申を取りまとめるという手順を考えております。

このような手順に従って逆算しますと、7月の総会において骨子を採択していただくためには、6月の部会の際にこれまでの議論を踏まえた骨子の一案を部会メンバーの皆様事前に配付して、骨子でございますから、それを6月の部会で御議論していただきたいという具合に考えております。その点で、骨子案については少し議論していただいて御採択いただけたらという具合に座長としては考えています。

以上、申し上げましたような手順に特に御異存がないようでしたら、事務局の方にそのような手順ないしラインで御準備を進めていただいて、詳細を後日皆様にお知らせするように指示することにしたいと思います。

いかがでしょうか。

○植本委員 6月21日のところで骨子案の議論をするということですか。ヒアリングと議論と両方ということでしょうか。21日は私は出席できないものですから。

○手塚部会長 そうです。6月21日については教育問題をやりまして、その後、骨子案についてご議論頂く予定です。

○植本委員 骨子案で議論された分を修正等があるかないかということもあるかと思うんですが、それで総会で骨子案採択というふうなことなんですけれども。

○手塚部会長 いや、第6回の部会の方で御議論をいただく時間をつくりたいと思っています。

○植本委員 6月21日の部会ということですね。

○手塚部会長 はい。それで、7月に第8回総会と。したがって、骨子案は第6回の6月21日の前に皆様にお送りさせていただいて、それで勿論、先ほどではないけれども、インターネット等々でやりとりや電話等々、あるいは直接部会で御議論いただくということで、お忙しくないようでしたら、5時までという時間ではなくて時間を少し多めにとってもよろしいのではないかなというふうに座長としては考えております。

○植本委員 わかりました。ありがとうございます。

○手塚部会長 それでは、今日は本当に活発な御意見ありがとうございました。本日の議論につきましては、外務省のホームページに概要を掲載させていただくということで、委員の皆様には事務局より議事録案を送付させていただきますので、いつものようによろしくお願いいたします。

それでは、海外交流審議会の第4回の外国人問題部会はこれで閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

了